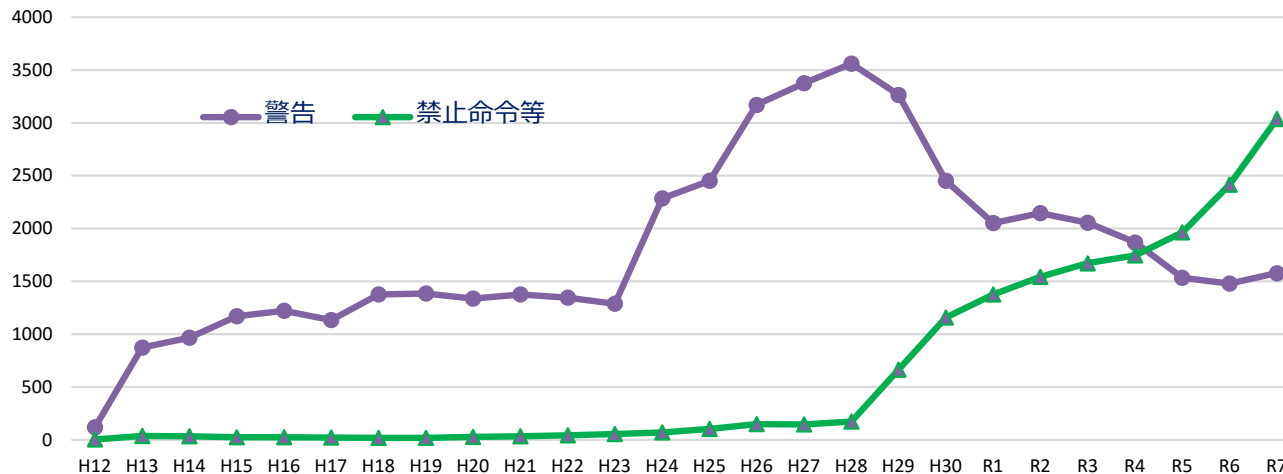


ストーカー事案に係る統計

令和7年中において、ストーカー事案の相談等件数は22,881件（前年比3,314件（16.9%）増）と依然として高い水準で推移しており、**禁止命令等*の発出件数**は3,037件（前年比622件（25.8%）増）と**過去最多**を記録

ストーカー規制法に基づく警告・禁止命令等の実施状況



* 「つきまとい」等をして不安を覚えさせる行為をした者が更に反復して当該行為をするおそれがあると認めるとき、都道府県公安委員会が当該行為の禁止等を命ずるもの。

池袋商業施設ストーカー殺人事件

令和8年3月、東京都豊島区において、ストーカー規制法等により刑事罰を科せられ、さらに禁止命令等を受けていた男性（治療・カウンセリングの受診等も拒否）が、その被害に遭っていた女性を殺害する事案が発生

緊急対策

令和 8 年 7 月 28 日、犯罪対策閣僚会議において「詐欺及びストーカー被害拡大防止のための緊急対策」が決定

(1) ストーカー被害者の保護措置の強化

「一定の加害者への G P S 機器等の装着により、加害者が被害者等に接近した場合に被害者等に通知される仕組み等の新たな被害者保護措置の導入に関し、（中略）早急に検討を進める。」

(2) ストーカー加害者対策の強化

「新たに、一定の加害者に治療・カウンセリングの受診等を義務付ける仕組み等の導入について、（中略）検討を行う。」

有識者検討会構成員

有識者委員

（敬称略、五十音順）

太田 達也 慶應義塾大学法学部教授
大橋 真由美 上智大学法学部教授
久我 弘典 国立研究開発法人国立精神・神経医療研究センター
認知行動療法センター長
柴田 建 逗子ストーカー事件御遺族・ストーカー対策研究会議
元共同代表

曽我部 真裕 京都大学大学院法学研究科教授
信田 さよ子 公益社団法人日本公認心理師協会相談役
番 敦子 諏訪坂法律事務所 弁護士
星 周一郎 東京都立大学法学部教授

警察庁出席者

生活安全局長
長官官房審議官（生活安全局担当）
人身安全・少年課長

検討事項

- 一定の加害者への G P S 機器等の装着等の新たな被害者保護措置の在り方
- 一定の加害者に対する医学的・心理学的知見を踏まえた新たな加害者対策の在り方